

# 可児市景観審議会の役割について

H23.7

## 【可児市景観審議会設置の根拠】

可児市景観条例第 26 条に規定。委員 15 人以内で組織し、委員任期 2 年としている。

## 【景観審議会の役割について】（可児市景観条例より）

### 1 市長の諮問に応じて答申するもの

条例に具体的に定めている事項で、審議会としての結論を出す必要があるもの

- (1) 景観計画を策定し、又は変更しようとするとき（第 7 条）
- (2) 景観形成重点地区を指定しようとするとき（第 8 条）
- (3) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないことを理由として、届出を要しない行為と市長が認める場合（第 12 条）
- (4) 景観法に定める勧告又は命令をしようとする場合（第 14 条）
- (5) 景観法に定める届出をしないで行為に着手した場合で、景観計画に適合させるよう勧告しようとする場合（第 15 条）
- (6) 景観重要建造物を指定、又は指定を解除しようとするとき（第 16 条）
- (7) 景観重要樹木を指定、又は指定を解除しようとするとき（第 19 条）
- (8) 景観まちづくりに係る表彰をしようとするとき（第 24 条）

### 2 景観まちづくり等に関して協議するもの

景観重要建造物などの指定の基準、助成制度を定める場合、大規模行為の届出案件への意見書など、自由な意見を述べるもの

### 3 報告を受けるもの

景観相談受付件数、違反屋外広告物除却件数など、主に事務的な報告を受けるもの

## 【過去の開催状況】

日 程	審議等の内容
第 1 回 平成 21 年 5 月 19 日	委員委嘱（任期 2 年）、景観計画・審議会の役割について
第 2 回 平成 21 年 12 月 18 日	景観施策の状況報告、各種助成制度創設について
第 3 回 平成 22 年 10 月 15 日	景観重要樹木指定の答申、サイン計画に関する懇談
第 4 回 平成 23 年 3 月 24 日	今後の景観まちづくりについての懇談

### 【これまでの景観施策の流れ】

年	可児市	国・県
H11	「可児市都市景観基本計画」策定 「可児市公共施設等デザインマニュアル」策定 「景観アドバイザー制度」スタート	
H15		美しい国づくり政策大綱（国）
H16		景観法の公布
H17	景観係設置 景観行政団体（岐阜県同意）	景観法施行 （量から質へ・国から地方へ） 岐阜県景観基本条例施行
H18	景観計画策定事務開始 ・地域別懇談会（9箇所） ・市民意見募集 ・事業所アンケート	
H19	・景観計画策定委員会（学識経験者、団体代表、一般市民） ・都市づくり研究会（庁内職員） ・地域別説明会（15箇所）	
H20	岐阜県景観シンポジウム共催 可児市景観計画決定・可児市景観条例成立	
H21	可児市景観計画・景観条例施行	
H22	可児市民有地緑化推進助成金交付要綱施行	

### 【可児市の景観計画の目指すもの】

景観は「自然や歴史、暮らしを含めた人を取り巻く環境の眺めそのもの」であり、可児市景観計画では「良好な景観」を「豊かな生活やコミュニティの現れ」として捉えている。

そして、単に建築物や街並みを美しく整えることだけではなく、市民が暮らしやすさや住みやすさを実感でき、これからも住み続けたいと思えるようなまちづくりを「景観」という視点で進めるということを目指している。可児市景観計画ではこれを「景観まちづくり」として、市民・事業者・行政が一体となって進めていくこととしている。

### 【今後の景観施策について】

平成21年度からは、景観計画に基づく大規模行為の届出審査を行うことで市域全体を緩やかに誘導するとともに、景観形成や民有地緑化に対する助成制度の創設を行うなど所要の整備を図ってきた。

今後は「景観まちづくり」のより一層の推進ということで、景観に対する市民の関心を高めるための啓発事業や景観形成重点地区の指定を含めた市民や団体に対する支援を重点に「景観まちづくり」を推進していきたいと考えている。